(日本工業規格 A 列 4)

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成 26 年 3 月 24 日

都道府県労働局長 殿

一般事業主の氏名又は名称 医療法人浩生会スズキ病院 (法人の場合)代表者の氏名 鈴木 浩之

住 所 〒176-0006 東京都練馬区栄町 7-1

電 話 番 号 03-3557-2001

一般事業主行動計画を (策定・変要) したので、次世代育成支援対策推進法第12条 (第1項・東4項) の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数

107 人

2. 一般事業主行動計画を (策定・変) した日

平成 26 年 3 月 22 日

- 3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容(既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
 - ③ その他
- 4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成 26年 4月1日 ~ 平成 29年 3月31日
- 5. 目標
 - ◎ 雇用環境の整備に関するものを定めている
 - ② ①以外の次世代育成支援対策に関するものを定めている
 - ③ ①と②の両方を定めている
- 6. 一般事業主行動計画の公表の方法
 - ① インターネットの利用(自社のホームページ・両立支援のひろば・その他())
 - ② その他の公表方法

7. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法

- ◎ 事業所内の見やすい場所への掲示又は備え付け
- ② 書面による労働者への交付
- ③ 電子メールによる送信
- ④ その他の周知方法

8. 次世代育成支援対策の内容 (第三面に記載すること)

9. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定の申請をする予定(値・無・未定)



)

)

浩生会スズキ病院 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 平成 26年4月1日~平成 29年3月31日までの3年間
- 2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業給付、育児中の社会保険料の免除など制度の周知、 ならびに介護休暇制度の周知など情報提供を行う。

<対策>

- ●平成 26 年4月~ 職場内で掲示や院内フォルダーなどでの制度の周知活動。対象者 への相談。
- ●平成26 年度~ 対象者への定期的相談。新規雇用者への情報提供。 管理職を対象とした研修及び周知

目標2:平成 27年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均10日以上とする。

- ●平成26年4月~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ●平成 26 年 10 月~衛生委員会での検討開始
- ●平成27年4月~ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- ●平成 28 年 4 月~ 有給休暇取得予定表の掲示や取得状況の取りまとめなどによる取得促進の開始

目標3:平成27 年3 月までに、月間残業時間を20%削減するために業務改善、 業務内容見直し、人員の適正配置をする

<対策>

- ●平成26年10月までにノー残業ディの導入。
- ●平成26年 4月~ 職場内の意識啓発などによる所定外労働の削減を促す。